

*Saitama Tobu Law Office*

# 埼玉東部法律事務所

埼玉東部法律事務所 〒343-0816 埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階 URL:<http://saitamatobu-law.jp/>

弁護士 佐々木新一

弁護士 山越 悟

弁護士 池永 知樹

弁護士 川崎 慎一

弁護士 田中 浩介

弁護士 斎藤 耕平

弁護士 小木 出

弁護士 北川 浩司

弁護士 野口 千晶

弁護士 根本 明子

弁護士 井上あすか

弁護士 石川 智也

事務局一同

## CONTENTS

### 弁護士近況

特集1 事務所学習会「アベノミクス」によろしく

特集2 オウム心理教関連事件の死刑執行について

特集3 相続法が改正されました

vol.42

2019.1





## いましばらくよろしくお願いします

入院して白内障の手術をしました。活字を追うのが辛かったのですがようやく読めるようになりました。「バッタを倒しにアフリカに」「絶滅の人類史」サル学の「暴力はどこから生まれたか」など自然科学系の本を面白く読み感動もしました。「人類と気候の10万年史」では、福井県水月湖という湖に奇跡的に堆積していた7万年分の地層（膜）から日本の気候を浮き上がらせて、気候には10万年と4万年の周期があり、太陽と地球の関係に規定されているという指摘は新鮮でした。堅実な推論から大きな構想を導く方法論は説得的でした。私たちの業界の議論が、「常識」によりかかるて、かえって独りよがりに感じられます。そういう意味ではよい一年でした。今しばらく頑張ります。今年もよろしくお願いします。

弁護士 佐々木 新一  
Sasaki Shinichi



## 会社法制の見直しに関する中間試案について

平成30年2月、法制審議会の会社法制部会で会社法制の見直しに関する中間試案がとりまとめられた。そこでは、株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書を取得できる者を利害関係を有する者に限定するとされている。しかし、昨今は多様な特殊詐欺が蔓延しており、その加害者は株式会社であることも多い。そして、加害者である株式会社は、被害が明るみに出るやその実態を消失させてしまっていることがしばしばある。このような場合に、被害回復を図るには、代表者の個人責任を追及するほかないが、登記事項証明書に記載された住所は、そのための手がかりとして重要である。

したがって、従来どおり、制約を課すことなく、代表者の住所が記載された登記事項証明書を取得できる制度を維持するべきだし、少なくとも、弁護士による職務上請求を認めるなどの措置をとるべきと考えます。



## 平和の可能性

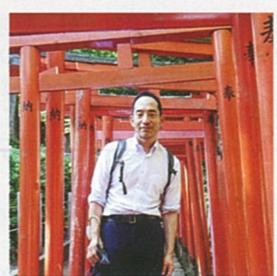
朝日新聞の折々の言葉に、「いかにして幸福になるかではなく、いかにして幸福に値するものとなるべきか」（カント）が重要だという言葉が載っていました。倫理を重視した言葉で、これが平和に至る道でしょう。

しかし、カントが、国際連合のような組織を提唱する理由の一つとして「最も悪魔的な民族こそ国家を必要とする。」とも書いていたことを思いだします。認識はリアルです。倫理性が低くとも計算さえできればいずれそぞらざるを得ないのだと。

国際連合も、平和の理想を求めつつ、認識や手法はリアルです。順調であれば、「国連軍」という武力装置ができており、その結果として各国の集団的自衛権の必要性も極めて少なくなっていたはずです。しかし、各国の利害は複雑であり、調整は簡単ではない。

日本は9条改正問題に直面しています。私は、世界は、核兵器というリスクをかかえつつ、簡単ではないが、平和に向けて前進するのだと信頼したい。そして、憲法9条が普通になる日を期待し、なんとかして維持していきたいと思うのです。

弁護士 山越 悟  
Yamakoshi Satoru



## 10年ぶり

昨年11月、10年ぶりに北海道に行ってきました。前回も、今回も、何かとお世話になっている日本労働弁護団（労弁）の全国総会に参加する件でした。さて、労弁が取り組むのは労働問題ですが、10年前のころは、労働審判制度が始まり（2006年）、労働契約法が施行され（2008年）、労働時間規制の適用除外を認める立法が、世論の強い反対などもあり断念されるということもありました。政治の側でも、まだしも、働く人のことがそれなりに考えられていたのだと思います。ところが、時が経ち、昨年秋の臨時国会では、「働き方改革」に値しない、一定の労働者に労働時間規制を適用しないことを可能とする、労働基準法「改正」がなされました。この10年ほどで、日本の労働環境がよくなつたとは、とてもとても思われません。働く人の健康や生活時間はどこへ行ってしまうのでしょうか。

しかし、昔を振り返ってゆっくり考える暇がないくらい、実際の事件は、日々、刻々と動いていきますので、悠長はダメで、その都度迅速適切な対応が求められます。そのあたりも改めて心して、鋭意頑張って参りますので（でもWLBも大事です。）、今年もよろしくお願ひいたします。



## 社会の中の新たな弁護士・弁護士会に向けて

昨年中は大変お世話になりました。本年もよろしくお願い申し上げます。

振り返れば弁護士になったのが1997年であり、今年で22年目となります。登録4年目の2001年、司法制度改革審議会意見書がわが国の司法改革の図面を描き、以降、前進後退しながらの改革が進められてきました。いわば、司法改革と連動しながらの弁護士20年であったように思います。20年前と比べれば、リーガルサービスは敷居が低いものになったという印象ですが、親しみやすいサービスへと向けてさらに精進したいと思っております。昨年は、日本弁護士連合会法務研究財団「社会の中の新たな弁護士・弁護士会の在り方」研究において出版機会を得るとともに、財団20周年記念シンポジウムにおいて、わが国の20年を近代弁護士制度800年の歴史と関連づけて検討しました。時代を超えて貫かれるコアの価値と、絶えざる変革との統合へと向けて、今年も研鑽していく決意です。

弁護士 池永 知樹  
Ikenaga Tomoki



## 糖質オフ生活始めました

昨年、なるべくエレベーターとエスカレーターを使いません宣言をしましたが、40代になり、もっぱら健康に気を使いだす状況は変わらず、現在は糖質オフ生活を試みています。

ごはん、パン、麺といった主食は確実に抜き、じゃがいもその他根菜も極力カット、水分は炭酸水、間食もアーモンド数粒といったかんじで、それなりにやっていますが、家族の協力もあり、あまりストレスはありません。この生活で気づいたことは、かなり食費がかかること。炭水化物を取らずに必要なカロリーを摂ろうとすると、肉や魚で補わなくてはならないので、意外とお高くなるのです。便秘にならないよう食物繊維も必要ですが、最近は野菜も値が張る…。いつまで続けられるかわかりませんが、以前は血液の半分がコーラでできているような生活をしていましたので、食べるものの成分を気にしながら食事するようになった意識の改革だけでも、一步前進と思うことにします。

## 特別縁故者とは



弁護士 小木 出

*Ogi Izuru*

亡くなった方（被相続人）に、法定相続人がおらず、遺言を残していない場合、被相続人の遺産は、どうなるのか？

被相続人の甥の妻（私の依頼者）が、被相続人と近所に居住していたため、長年にわたって、日頃の食事の世話等をしていた。被相続人が体調を崩したときには、病院へ付添い、施設へ入所する際の手続きを代行したりした。被相続人が亡くなった後の葬儀や諸手続についても行った。

このように、被相続人との間で特別の貢献があったといえる者であっても、当然には、被相続人の遺産を受領することができない。

もともと、裁判所へ、特別縁故者に対する相続財産分与の申立てをすることにより、裁判所の判断により、遺産を受領することができるようになるというのが、特別縁故者の制度（民法958条の3第1項）である。

私の依頼者は、上記の申立てを行うことによって、実費を除いたすべての遺産を受領することができた。

老後の介護の問題は誰にでも起こりうる問題であり、近しい親族間であってもその負担の重さを考えると中々簡単ではない。そう考えると、近しい親族ではないにもかかわらず被相続人のお世話をしてきた方に対して、遺産分けを認めるべきであり、もっと活用されるべき制度ではないかと思う。

## 相続登記はお早めに



弁護士 根本 明子

*Nemoto Akiko*

昨年11月に次男が誕生し、現在、産休をいただいております。産休までに、担当する案件全てを解決させたかったのですが、幾つかは終了させられず、他の弁護士に引き継がせて頂きました。ご迷惑をおかけしたお客様には、お詫び申し上げます。

さて、終了させられた事件の中には、数年かけて解決できた件もあり、その一つをご紹介します。それは、自分の物として利用している土地の登記名義が、明治時代に亡くなった先祖の名義のままなので、自分名義に変更したい、というご依頼でした。

ご依頼を叶えるには、そのご先祖様の相続人全員を相手に裁判をしなければならないのですが、調査の結果、なんと、相続人は100名以上と判明！その方々を相手に裁判を起こしましたが、行方不明の方がいたり、戸籍に不備がある方がいたり…など、想定外の事が色々起き、3年越しで、登記名義をご依頼主様に変更できたときは、感慨ひとしおでした。相続登記は、是非、お早めに！

## 半分、赤い。



弁護士 北川 浩司

*Kitagawa Kouji*

いつかの年に当欄で書いたことのある亡き私の恩師は、70年安保闘争の闘士であり、その後も生涯をかけて市民運動の場に身を置き続けました。その影響で、私もいわゆるサヨクの人間に囲まれて育ちましたが（今まで言つては大げさか）、実際の彼らは虫も殺さないような市民生活者であり、情に厚く、純粋で、世話焼きで、世の中の誰かが困っていることを自分のこととして行動する責任感ある人というわけでした。

翻って今の我が身を省みれば、日々目の前の業務にまけて社会的貢献らしいこともできずに日々過ごしており恥じ入るばかりです。

ところで、現行憲法は、普遍的中立的な価値観に立脚し条文のどこをとってもイデオロギー的な部分は格別見当たりません。現に、最高裁は現行憲法に則りつつ、保守的な結論の判例をいくつも出しています。

それなのに「今の憲法を別に変える必要がない」と言うだけでサヨク偏向と決めつけるネット言論の不毛さ。つくづく、辟易、脱力します。

## 花咲かじいさん



弁護士 井上あすか

*Inoue Asuka*

つい先日、関西にいる祖母に認知症の症状が現れるようになりました。とうとうこの日が来たかと思うと同時に、そのうち私のことも分からなくなるのかなと切ない気持ちになりました。辛いことは重なるもので、間髪空けず、今度は祖母が大腿骨骨折で入院しました。祖母のいない家で寂しく過ごしているであろう祖父が心配になり電話をかけると、祖父は「人生の辛いことや苦しいことは木の節のようなもんや。木の節から芽が出て花が咲くこともあるんやで。」と陽気に話してくれました。園芸が好きな祖父の座右の銘ですが、暗くなっていた気持ちがぱっと明るくなり、電話の向こうの祖父が花咲かじいさんに思いました。

今年は、祖母の病気やケガを通して家族皆で花を咲かせられるように、弁護士としては、依頼者の皆様方の人生の節にあたって花を咲かせるお手伝いをさせて頂けるように、一層の努力を重ねていきたいと思っています。

## バリアフリー



弁護士 野口 千晶

*Noguchi Chiaki*

先日、80歳になる母と外出しました。いつもドアからドアへと車で動くのですが、歩く必要が生じ、歩いて動きました。ある程度歩いたところで、途中、ベンチを見つけ座り込みました。聞いてみると、「疲れたので動きたくない、まだ歩くのか！」といいます。本人は、自分のことをもっと動けると思っていたようで、そのショックもあったようです。

疲れたのであれば、車椅子を借りようとすると、「恥ずかしいから嫌だ！」と言います。本人からすると、車椅子に乗っていると人に見られている感じで嫌だという思いがあるようです。

最近、あちこちで、貸し出し用の車椅子があつたり、少しの段差でもエレベーターがあつたりして随分バリアフリー化している様子を感じおりましたが、物質面でいくらバリアフリーになつても、精神面でのバリアフリーというのはまだまだなのだと感じています。

心のバリアフリーになる社会が待ち遠しいです。

## 健康管理



弁護士 石川 智也

*Ishikawa Tomoya*

昨年8月より、千葉県弁護士会から埼玉弁護士会へと登録替えをし、埼玉東部法律事務所にて新たな一歩を踏み出すことになりました、弁護士の石川智也と申します。

新鮮な日々の中で学ぶことばかりですが、やはり健康管理の重要性を改めて感じた1年でした。特に、どうしても東京の入国管理局に行く必要があったにもかかわらず、高熱を出してしまった日のことは強く印象に残っています。なんとか入国管理局に辿り着き、ここまで来れば目的はほぼ果たせたようなものだと思っていたところ、目的としていた手続は、なんと「180分待ち」であり、目を疑いました（実際には、120分待ちくらいで済みました。ファストパスはないですが、混雑の具合は匹敵します）。

これまで縁のなかつた世界を知ることができることを弁護士業の魅力の一つと捉えつつ、しっかりと健康管理にも気を払っていきたいと考えています。

## 特集 1

# 事務所学習会「アベノミクスによろしく」

2018年(平成30年)11月28日、越谷中央市民会館にて、「アベノミクスによろしく」(インターナショナル新書)の著者であり、弁護士の明石順平先生を講師にお迎えしての学習会を開催しました。参加者の人数は約60名でした。多くのご参加をいただきありがとうございました。



府などが公表している様々なデータを丹念に入手して、グラフにしてみたところ、アベノミクスの本当の姿が見えてきたということです。

経済問題がテーマですが、難解なものではなく、グラフを駆使してわかりやすく説明されていました。具体的には、「2015年度の実質GDPは2013年度を下回っている。」、「民主党時代の約3分の1しか実質GDPを伸ばすことができなかった。」、「円安により、製造業の雇用がい

くらか増加してはいるが、それ以外は少子高齢化による人手不足などほかの要因によるもの。」、「輸出が伸びたといつても、円安による為替効果で儲けただけ。」、「名目賃金は多少上がっているが、消費増税と円安による物価上昇による物価上昇はそれを上回っており、実質賃金は減少している。」などといった事実が明らかになりました。

アベノミクスは、安倍首相がいうほどにはうまくいっていないけれども、民主党のときよりはよくなっているのだろうと思っていた人は、私も含めて少なくないと思います。しかし、それは間違いであり、より悪くなっています。学習会でのことが理解できたと思います。

弁護士 川崎 慎一



## 特集 2

# オウム心理教関連事件の死刑執行について

昨年7月6日に7名、7月26日に6名の合計13名の死刑が執行されました。いずれもオウム真理教関連事件の死刑囚の死刑執行です。政府が死刑執行の事実及び人数の公表を行うようになった1998年11月以降では、最大の死刑執行の人数となりました。

歴史を紐解いてみると、1911年の「大逆事件」の11名、1936年の「2・26事件」の15名、1948年の東京裁判によるA級戦犯7名に匹敵する人数の多さです。

昨年の3月には、東京拘置所に収容されていた上記13名のうち7名について、法務省が、東京拘置所から別の5か所の拘置所に移送をしたとの報道がなされており、これらの一連の死刑執行は、周到な準備の上で、なされたものといえるでしょう。

今回の一連の死刑執行については、2つの問題点を指摘することができます。

1つ目は、死刑が執行された13名のうち、報道によると、10名が、再審請求中であったということです。刑事案件においては、被疑者・被告人・再審請求・死刑執行いずれの場面においても、十分な弁護権・防御権が保障されなければなりません。再審請求中の死刑囚に対して死刑を執行することは、これらの弁護権・防御権を一方的に奪い去る行為であり、許されるべきではありません。

2つ目は、松本智津夫死刑囚(以下、「松本死刑囚」とする。)に関しては、心神喪失の状態にある疑いが強かったということです。刑事訴訟法479条第1項においては、「死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によって執行を停止する。」旨規定されています。にもかかわらず、松本死刑囚が、心神喪失の状態にあるか否かを客観的に検証することなく死刑が執行されてしまったのであり、適正手続の観点から疑問があると言わざるを得ません。

昨年3月に移送させられた7名の死刑囚、昨年7月6日の死刑執行の事実を知らされた残りの6名の死刑囚の当時の心情を考えると、死刑執行の時期が迫っていることに対する恐怖たるや筆舌に尽くしがたいものといえます。憲法前文の、「恐怖…から免れ」る権利を侵害することは明白であり、憲法違反の疑いも強い死刑制度の存廃について、再考すべき時が来ているのではないでしょうか。

弁護士 小木 出

## 特集 3

# 相続法が改正されました

昨年7月13日、民法の相続法分野を改正する法律が公布されました。前年に民法の主に債権法分野の改正が公布されたばかりですが、このたびの相続法の改正は、新しい制度の導入や、実務上の運用の変更等を多く含んでいますので、これを機に、その内容を紹介したいと思います。

改正の内容は多岐にわたりますが、とくに知っておくべき変更点として、①配偶者居住権制度の新設、②自宅贈与の持ち戻し免除の意思の推定、③自筆証書遺言制度の変更が挙げられます。

①配偶者居住権制度は、例えば夫が亡くなったとき、夫名義の住居に住んでいた妻に、相続財産として無償かつ原則終身の居住権を認めるというものです。これまで、夫名義の自宅に居住していた夫婦の夫が亡くなったのち、妻が今後も法律上問題がおきないように自宅に住み続けたいと希望する場合には、妻が遺産分割で自宅の名義を取得する必要がありました。そうすると、場合によっては、自宅の価値が妻の相続分のほとんどになってしまい、ほかの相続財産が受け取れず、将来の生活費に困ってしまったり、自宅の価値が妻の相続分を超えてしまい、ほかの相続人に代償としてお金を払わなければならなくなったりすることがありました。配偶者居住権制度の新設により、所有権ではなく居住権部分のみを相続財産として取得することで、その分、相続分の範囲で違う財産が受け取れたり、代償金を支払う範囲も抑えられたりすることができるようになります(施行は2020年7月ころ)。

②自宅贈与の持ち戻し免除意思の推定とは、婚姻期間20年以上の夫婦の間で、例えば夫から妻に対し実際に居住している自宅の贈与があった場合、その後夫が亡くなっても、原則として夫の遺産分割の際に自宅の贈与分は妻の相続分に影響しない、とするものです。本来、夫の生前に自宅という大きな財産の移転があった場合、相続分の前渡し(いわゆる「特別受益」)と評価され、原則として夫の遺産分割の際に妻が受け取る相続分が少なくなるはずのところ、夫が妻に実際に居住する自宅を贈与する場合、それは妻の将来の住居を確保するために行ったものであるという夫の意思を推定することで、妻の相続的な保護を図るための改正です(施行は2019年7月ころ)。

③自筆証書遺言は、これまで、遺言書のすべてを自書(つまり、ワープロ不可)しなければ、有効な遺言書とは認められませんでした。たくさんの種類の相続財産がある場合、それを全部自書するのはたいへんだったので、このたびの改正で、遺言書に添付する目録については、自書でなくてもよい(ワープロ可)ことになりました。ただし、目録には1ページずつ署名捺印が必要です(施行は2019年1月13日から)。

また、作った自筆証書遺言を、法務局で保管してもらえる制度もできました(施行は2020年7月ころ)。これにより、紛失・改変の防止や、遺言書の存在を相続人が法務局に照会することが可能になります。また、保管制度の利用により、家庭裁判所の検認手続が不要になることもメリットです。

ほかにも、④遺留分制度の改正や、⑤相続人でない者の貢献を考慮する制度、⑥遺産分割前に相続財産となる預貯金の一部払戻しを認める制度など、実務に大きな影響を与える改正が目白押しながらですが、すべてご案内するには紙幅が足りません。また、①配偶者居住権制度、②自宅贈与の持戻免除の意思推定などは、きちんと要件をみたす必要がありますし、相続税などにも大きな影響を与える可能性があります。相続は、誰もが避けて通れない法律問題です。にわかに判断することなく、弁護士、税理士といった専門家の助言を仰ぐことが、トラブル防止の第一歩です。是非、お気軽にお声がけください。



弁護士 齋藤 耕平